

## 「女性のための法律相談」を受けられる方へ

以下の内容をお読みいただき、有効な相談時間としていただきますようお願いいたします。

---

- 1 法律相談は限られた時間で、法的問題や紛争について、弁護士が、考え方や解決方法をアドバイスするものです。従って次に該当する相談はできません。
  - ① 具体的な問題や紛争がないのに、学問的な興味等で相談すること。
  - ② 既に係争中及び弁護士に依頼している事件について相談すること。
  - ③ 他人の問題について相談すること。
  - ④ 相談内容と弁護士の職務(既に相手方の依頼を受任しているなど)が利益相反になる事件について相談すること。(相談時に、弁護士より氏名を確認させていただきます。)また、書類の作成・添削・専門的な調査・事件の処理等もできません。
- 2 この法律相談は無料ですが、同じ内容についてのご相談は1回限りです。
- 3 相談時間は30分間です。
- 4 この法律相談で、直接事件処理等の依頼をしたりすることはできませんが、兵庫県弁護士会の弁護士紹介制度をご利用いただけますので、弁護士にご相談ください。
- 5 相談内容の録音や録画はお断りしています。相談内容の記録はご自身でメモをおとりください。

芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや